

原 第 3 2 号

昭和42年11月6日

科学技術庁長官 二階堂 進 殿

茨城県知事 岩 上 二 郎

核燃料再処理施設の設置について

昭和42年8月9日付42原局第3939号をもつて、原子力局長から回答がありました標記のことについて、下記諸点につきさらにご回答をいただきたくお願い申し上げます。

記

1 水戸対地射爆撃場との関連について

射爆撃場が返還されないまま、再処理施設が設置されることについては、基本的に容認できない問題がある。したがって、再処理施設の稼動するときに、射爆撃場が移転されることを明確にしない限り、再処理施設と射爆撃場とが併置される危惧があるが、このことに対する国の処理方針が明らかでない。

2 安全性及び地帯整備等の確認について

- (1) 原子力施設の設置及び運営に関しては、地方公共団体の長も関与し得るよう法律的な措置が必要であると思料されるが、早急に法律的措置が困難な場合においても原子力委員会の安全審査に地方公共団体の意見を徴することおよび原子力施設の設置決定にあたって地方公共団体の同意を求めるなど、地方公共団体が意見を十分反映させることのできるよう措置するべきであるが、この点についての方針が明確でない。
- (2) 放射性廃棄物の海洋放出については、国際放射線防護委員会の基準をもとにした原子炉等規制法により濃度については規制されているが、このほかに、放出量を制限する必要があるかどうか明らかにされていない。
- (3) 東海地区原子力施設地帯整備事業に関しては、地元負担に対する財政措置について、今後の具体的な解決策が明らかにされていない。